

## 古くから世界に開かれたここ長崎の地で 「国際的視点で考える、働く人々の健康権」をテーマに 大いに学び、交流を深めましょう

現地実行委員長あいさつ 中里 研哉（建交労長崎県本部委員長）



今回の九州セミナーは 30 回目という大きな節目のセミナーです。現地実行委員会として大きなプレッシャーを感じていましたが、今回の基本コンセプトが「国際的視点で考える、働く人々の健康権」であることを考えれば、鎖国時代に唯一海外に開かれ、西欧の文化を学ぶ場となっていた長崎は、今回の九州セミナーを開催するにふさわしい場所だと考えています。

また、九州セミナーと同じく 30 回目を迎え、兄弟のような関係にある「なくせじん肺全国キャラバン」も、長崎・北松が発祥の地と言うことができます。今年のキャラバンは、長崎北松じん肺根絶の碑前から全国出陣行動を行い、改めて先人の闘いに学び、現在大きな社会問題になっている建設アスベストの被害根絶と建設アスベスト裁判勝利を誓いました。長崎における職業病の根絶と被災者救済の闘いの歴史も、今回のセミナーに反映できればと考えています。

遣唐使の時代、弘法大使は五島を最後の地として中国に渡り、天正少年使節団は大村からヨーロッパに風任せの船で向かいました。先週はローマ法王が再び長崎を訪れましたが、飛行機で 10 数時間です。世界は近くなりました。古くから世界に開かれた長崎の地で、大いに学び、大いに交流しましょう。

ようこそ！  
長崎へ



現地実行委員会事務局と社医研のメンバーです  
※「『ようこそ』の気持ちでポーズを」と注文したのですが、  
「セミナー本番頑張るぞ！」のポーズになりました。

# 事前学習会を実施し 学びながら準備をすすめてきました

## 第1回事前学習会（3月2日） テーマ「貧困問題と労働問題」

長崎短期大学講師の志賀信夫先生の講演では、貧困問題の最大の原因は劣悪な労働にある。貧困問題は労働問題であり、労働問題は社会問題であると強調されました。また、長崎における貧困問題について、労働相談事例等、4



人の方からの報告もありました。参加者は 67 人でした。

## 第2回事前学習会（6月15日） テーマ「韓国の労働事情 変わったこと 変わらないこと」

韓国社会公共研究院のキム・ジスク氏を講師にお招きし、韓国の労働運動の歴史や 100 万人を超えるキャンドル集会が起こる市民運動に至る経過とその後の韓国の労働事情について、流暢な日本語で詳しく説明していただきました。参加者は 100 人でした。

※写真は講師の  
キム・ジスク氏



## 第3回事前学習会（10月12日） テーマ「身近に潜むじん肺アスベスト問題」

第 30 回なくせじん肺全国キャラバン長崎実行委員会との共催で開催し、九州セミナー代表世話人会議長の田村昭彦先生から、今後大きな問題になることが懸念されている解体作業によるアスベスト問題について、北九州でのとりくみを軸に講演していただきました。講演の後半では、アスベストの有無を瞬時に測定できるアスベストアナライザーの使用体験もあり、多くの参加者がその効力を体感しました。参加者は 106 人でした。



### 働き方改革に関する「労働・健康アンケート」調査

- |        |             |            |             |
|--------|-------------|------------|-------------|
| 1 性別   | A 男         | B 女        |             |
| 2 年齢   | D 20歳未満     | E 25歳未満    | F 30歳未満     |
|        | G 35歳未満     | H 40歳未満    | I 50歳未満     |
|        | J 60歳未満     | K 65歳未満    | L 65歳以上     |
| 3 雇用形態 | A 正規職員      | B 契約職員     | C 派遣職員      |
|        | D パート・アルバイト | E その他      |             |
| 4 業種   | A 製造業       | B 運輸・交通    | C 建設業       |
|        | D 卸売・小売業    | E 金融・保険    | F 不動産業      |
|        | G 医療・福祉     | H 教育       | I 公務員・教員を除く |
|        | J 公務員・教員    | K 商業・サービス業 | L 通信・マスコミ   |
|        | M 失業中       | N その他      |             |
| 5 職種   | A 事務職       | B 営業職      | C 接客・販売職    |
|        | D 教職・研究職    | E 専門・技術職   | F 製造・技能職    |
|        | G 自動車運転業務   | H 農林・漁業    | I 看護職       |
|        | J 介護・福祉職    | K その他      |             |

#### ＜1＞仕事における「時間外労働」についてお答えください

問1 あなたは、現在、法定労働時間以外に時間外労働や休日労働を行っていますか。

- A 行っている B 行っていない C わからない

問2 あなたの職場において、時間外労働や休日労働がある場合、時間外労働に「働き方改革」での上限規制（月45時間、年360時間）が適用されていますか。

- A 適用されている B 適用されていない C 今後、適用の予定 D わからない

## 働き方改革に関する調査活動も行いました

今年 4 月から「働き方改革関連法」が施行されたことで、長崎県内の各職場で働き方がどう変わったか、労働環境や健康問題に焦点を絞ってアンケートを実施し、現地実行委員会参加の組織を中心に 768 人のデータを集約しました。

調査結果については、明日の第 6 分科会「『働き方改革』と健康」で報告します。

※調査結果は報告集にも掲載しています。



# もってこーい



## 第30回九州セミナーが開会 各地から500人を超える参加



第30回人間らしく働くための九州セミナーは、11月30日(土)、長崎市の長崎大学文教キャンパス中部講堂で開会され、九州・沖縄、全国組織、そして韓国やフランスからの参加者も含めて500人を超える参加がありました。30日は開会行事に続いて、記念講演とパネルディスカッションが行われ、今回の基本コンセプトである「国際的視点で考える、働く人々の健康権」について学習を深めました。

### 記念講演 「EUの労働時間法制とその含意」

講師 濱口桂一郎氏 (労働政策研究・研修機構研究所長)

EUの労働時間指令の特質は、まず実労働時間規制であるという点である。最長週労働時間は48時間と規定されているが、それは時間外労働を含めた絶対的な上限として規定されている。日本では、その時間を超えると時間外手当を支給しなければならないという賃金に関する規制になっているが、EUの場合は賃金規制ではなく、物理的な労働時間規制である。その背景にあるのは、労働時間規制は安全衛生規制であるという理念である。EU労働時間指令の第1条は「労働時間編成のための最低の安全及び健康の要件を定める」と規定している。



日本の労働時間法制は、工場法で女子及び年少者については、物理的時間規制だった部分はあるが、1947年に成立した労働基準法での労働時間規制は、上限とされる労働時間を



超える場合は手当の支給が必要という賃金規制であり、残業代を払えば上限なしに時間外労働が可能というのが実相だった。「働き方改革推進法」で時間外労働規制に大転回したが、例外やさらに例外中の特例まで認める内容であり、建設業や医師等特定業種・職種については規制が先送りされている問題がある。また、管理監督者について許可や届出等の手続規制がなく、名ばかり管理職が通用してしまう等の問題も残されている。

## パネルディスカッション「国際的視点で考える『働く人びとの健康権』」

### ＜パネラーの報告より＞

イ・ユングン氏（韓国グリーン病院付属労働環境研究所所長）

1980年代に始まった労災追放運動は、専門家から労働組合、市民団体へと広がり、政府の政策変化に大きな影響を与えた。じん肺等に限られていた職業病は化学物質による中毒や職業性癌、感情労働によるメンタルヘルスの問題等に発展し、産業安全保健法の改正等につながった。

今後の課題として、特殊雇用労働者の問題や「危険の外注化」禁止、本当の「参与権」の保障等がある。



ケビン・クレパン氏（フランス労働総同盟ソムム県書記長）

フランスでは、労働者のたたかひの成果であった労働法典が、マクロン政権のもとで大攻撃を受けている。国の機関や労働者ではなく企業がコントロールする「自己認証」がすすみ、労働省から外国企業への査察をやめること求められる等、労働監督官の独立性も脅かされてきている。

配達員等を個人事業主として扱う動きが広がっていることも大きな問題で、労働総同盟ではそうした労働者の組織化にとりくんでいる。

長田華子氏（茨城大学人文社会科学部准教授）

南アジアの縫製産業では、健康権の侵害のみならず、生命を脅かすような環境がある。バングラディッシュでは、2013年のラナ・プラザの崩落事故では1137人が亡くなった。バングラディッシュでは、こうした事故の後、国際社会のプレッシャーで一定の対応はとられるようになったが、インド西ベンガルの縫製産業は国内向けが中心で、国際的なメスが入りにくく、家内労働者はインフォーマル化の末端で劣悪な労働環境で放置されている。



布施恵輔氏（全労連国際局長）

今年で創立100年となるILOの活動は、有害物質の使用制限等の条約・勧告から、労働安全に関する国内政策を定めることを求める包括条約まで今日的発展を遂げている。今年成立したハラスメント条約は、保護すべき対象を労働者だけでなく、雇用形態にかかわらず働く人々、インターンや見習い、求職者等も含めており、ハラスメントの定義もできるだけ広くとって、禁止のための法的な措置を批准した国に求めている。

### 1日目の参加者の感想より

EUの労働時間法制は、時間外労働を含めても週48時間を超えてはいけないとか、週に一日は必ず休む事が出来るように、休日出勤が許されないなど、労働者の健康を守ることを第1に考えられていることを知りました。今回の記念講演やパネルディスカッションを通して、日本の働き方は労働者の健康を守るにはまだまだ遅れていることを実感しました。（医療福祉 30代）

記念講演は、項目が盛り沢山で、90分では勿体なくて、1年かけて、定期的に聞いてみたいと感じました。個人的には、教師と給特法やその他の法律との関わりや1年単位の変形労働時間制の導入の意味する事など詳しくお聞きしたいと思いました。（教育・50代）



# もってこーい



## 特別企画&分科会で熱心な討議

報告演題は全体で68本

### 特別企画A

「なくせじん肺・アスベスト  
全国キャラバン30年の歩み」

じん肺キャラバンが始まった経緯を描いたDVDの上映に続いて、長年じん肺キャラバンにとりくんでこられた皆さんからの発言や、現在とりくまれているアスベスト被害防止の市民運動の報告等がありました。



### 特別企画B 「感情労働と健康権」

九州内の各業種からの実態報告の後、「感情労働の実態と改善の方向性」と題するイム・サンヒョク氏（韓国グリーン病院院長）の講演で、感情労働の特性や韓国におけるとりくみの歴史と現状について学びました。続いて、中村美穂氏（長崎国際大学講師）の講演「感情労働にかかわる労働者のためのメンタルヘルスについて」で、感情労働にかかわる労働者が感情を自己制御するための視点や工夫等について学びました。

第1分科会「なくせじん肺・アスベスト被害の補償と救済」

第2分科会「なくせじん肺・アスベスト被災者救済と予防」

第3分科会「筋骨格系障害の補償と予防対策」

第4分科会「長時間・過密労働」



第5分科会「医療現場で健康の社会的決定要因を捉え、対策を考える」

第6分科会「『働き方改革』と健康」

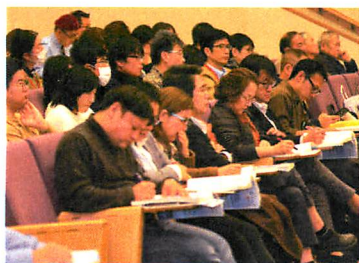
第7分科会「誰もが安心して働き続けるために  
～『仕事と治療・介護の両立支援』など」

第8分科会「職場の労働安全衛生活動」



# 学び 交流した 2日間

昨日の記念講演、パネルディスカッション、夕食交流会、本日の特別企画、分科会で、大いに学び、そして交流を深めました。



聴覚障害者のためのUD  
トークも活躍しました



## また来年 北九州でお会いしましょう！

次回の九州セミナーは11月14日～15日に北九州市で開催されます

☆「もうひとつの約束」上映&トークセッションにご参加の皆さんは中部講堂へ

開会は12:30です